

内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（国外財産調書及び財産債務調書関係）の取扱い  
（別紙）

## 新 旧 対 照 表

（注）下線を付した部分が改正部分である。

改 正 後		改 正 前	
用語の意義		用語の意義	
<p>本通達において、次に掲げる用語の意義は、別に定める場合を除き、それぞれ次に定めるところによる。</p>		<p>本通達において、次に掲げる用語の意義は、別に定める場合を除き、それぞれ次に定めるところによる。</p>	
法	内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（平成9年法律第110号）をいう。	法	内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（平成9年 <u>12月5日</u> 法律第110号）をいう。
令	内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行令（平成9年政令第363号）をいう。	令	内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行令（平成9年 <u>12月17日</u> 政令第363号）をいう。
規則	内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行規則（平成9年大蔵省令第96号）をいう。	規則	内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行規則（平成9年 <u>12月25日</u> 大蔵省令第96号）をいう。

改正後	改正前
<p>(有価証券の内外判定)</p> <p>5-8</p> <p>有価証券(相続税法(昭和25年法律第73号)第10条第1項第7号から第9号までに掲げる財産に係る有価証券並びに同条第2項及び規則第12条第3項第2号から第4号までに規定する財産に係る有価証券をいう。以下この項において同じ。)の所在については、その年の12月31日における次の有価証券の区分に応じた場所により判定することに留意する。</p> <p>(1)~(2)(省略)</p>	<p>(有価証券の内外判定)</p> <p>5-8</p> <p>有価証券(相続税法(昭和25年3月31日法律第73号)第10条第1項第7号から第9号までに掲げる財産に係る有価証券並びに同条第2項及び規則第12条第3項第2号から第4号までに規定する財産に係る有価証券をいう。以下この項において同じ。)の所在については、その年の12月31日における次の有価証券の区分に応じた場所により判定することに留意する。</p> <p>(1)~(2)(同左)</p>
<p>(有価証券等の取得価額の例示)</p> <p>5-12</p> <p>規則別表第一に規定する(六)から(九)までの財産の区分に該当する財産(規則別表第一備考四に規定する特定有価証券に該当する有価証券を除く。)が、法第6条の2第5項の規定により同条第1項又は第3項に規定する財産債務調書への記載を要しない財産である場合には、国外財産調書にその財産の取得価額を記載することとなるのであるが、その取得価額は、財産の区分に応じ、例えば次に掲げる方法により算定することができる。</p> <p>(1)~(2)(省略)</p>	<p>(有価証券等の取得価額の例示)</p> <p>5-12</p> <p>規則別表第一に規定する(六)から(九)までの財産の区分に該当する財産(規則別表第一備考四に規定する特定有価証券に該当する有価証券を除く。)が、法第6条の2第3項の規定により同条第1項に規定する財産債務調書への記載を要しない財産である場合には、国外財産調書にその財産の取得価額を記載することとなるのであるが、その取得価額は、財産の区分に応じ、例えば次に掲げる方法により算定することができる。</p> <p>(1)~(2)(同左)</p>
<p>(法第6条第1項及び第3項の適用の判断の基となる国外財産調書)</p> <p>6-4</p> <p>法第6条第1項及び第3項の規定の適用は、同条第2項若しくは第4項又は令第12条第1項各号に規定する国外財産調書により判定するのであるから、これらの規定に規定する国外財産調書以外の国外財産調書に法第6条第1項に規定する「当該修正申告等の基因となる国外財産」の記載があった場合でも、同条第3項第2号の「記載がない場合」に該当することに留意する。</p>	<p>(法第6条第1項及び第3項の適用の判断の基となる国外財産調書)</p> <p>6-4</p> <p>法第6条第1項及び第3項の規定の適用は、同条第2項若しくは第4項各号又は令第12条第1項に規定する国外財産調書により判定するのであるから、これらの規定に規定する国外財産調書以外の国外財産調書に法第6条第1項に規定する「当該修正申告等の基因となる国外財産」の記載があった場合でも、同条第3項第2号の「記載がない場合」に該当することに留意する。</p>
<p>(法第6条第7項の規定により読み替えられた同条第3項の「修正申告等の基因となる相続国外財産についての記載がない場合」の範囲)</p> <p>6-10</p> <p>法第6条第7項第2号の規定により読み替えられた同条第3項の「第2号に掲げる場合のうち同号の国外財産調書に記載すべき当該修正申告等の基因となる相続国</p>	<p>(法第6条第7項の規定により読み替えられた同条第3項の「修正申告等の基因となる相続国外財産についての記載がない場合」の範囲)</p> <p>6-10</p> <p>法第6条第7項第2号の規定により読み替えられた同条第3項の「第2号に掲げる場合のうち同号の国外財産調書に記載すべき当該修正申告等の基因となる相続国</p>

改正後	改正前
<p>外財産について記載がない場合」には、当該国外財産調書に当該修正申告等の基因となる相続国外財産について記載すべき事項のうち重要なものの記載が不十分であると認められる場合が含まれることに留意する。</p> <p>(規則別表第三(六)、(十一)、(十四)、(十五)の財産の例示)</p> <p>6の2-4</p> <p>(1)~(3) (省 略)</p> <p>(4) 次に掲げる財産は、規則別表第三に規定する「(十五) その他の財産」に該当する。</p> <p>イ (省 略)</p> <p>ロ 規則第 12 条第 3 項第 1 号に規定する「預託金又は委託証拠金その他の保証金」</p> <p>(注) 規則第 12 条第 3 項第 1 号に規定する「<u>預託金</u>」及び「<u>委託証拠金その他の保証金</u>」の意義については、5-7(1)参照。</p> <p>ハ~ホ (省 略)</p> <p>へ 財産的価値のある暗号資産(資金決済に関する法律(平成 21 年法律第 59 号)第 2 条第 14 項に規定する「暗号資産」等)</p> <p>(財産債務調書の財産の記載事項)</p> <p>6の2-6</p> <p>財産債務調書に記載する財産の種類、数量、価額及び所在については、規則別表第三に規定する(一)から(十五)までの財産の区分に応じて、同別表の「記載事項」に規定する「種類別」、「用途別」(一般用及び事業用の別)並びに「所在別」の「数量」及び「価額」を記載するのであるが、以下のとおり記載することとして差し支えないことに留意する。</p> <p>(1)~(4) (省 略)</p> <p>(5) 規則別表第三に規定する(六)に該当する財産のうち、租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 37 条の 11 の 3 第 3 項第 1 号《特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例》に規定する特定口座、同法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号《非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税》に規定する非課税口座又は同法第 37 条の 14 の 2 第 5 項第 1 号《未成年者口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税》に規定する未成年者口座に係る振替口座簿</p>	<p>外財産について記載がない場合」には、当該国外財産調書に当該修正申告等の基因となる相続国外財産について記載すべき事項のうち重要なものの記載が不十分であると認められる場合が含まれることに留意する。</p> <p>(規則別表第三(六)、(十一)、(十四)、(十五)の財産の例示)</p> <p>6の2-4</p> <p>(1)~(3) (同 左)</p> <p>(4) 次に掲げる財産は、規則別表第三に規定する「(十五) その他の財産」に該当する。</p> <p>イ (同 左)</p> <p>ロ 規則第 12 条第 3 項第 1 号に規定する「預託金又は委託証拠金その他の保証金」</p> <p>(注) 規則第 12 条第 3 項第 1 号に規定する「預託金」の意義については、5-7(1)参照。</p> <p>ハ~ホ (同 左)</p> <p>へ 財産的価値のある暗号資産(資金決済に関する法律(平成 21 年法律第 59 号)第 2 条第 5 項に規定する「暗号資産」等)</p> <p>(財産債務調書の財産の記載事項)</p> <p>6の2-6</p> <p>財産債務調書に記載する財産の種類、数量、価額及び所在については、規則別表第三に規定する(一)から(十五)までの財産の区分に応じて、同別表の「記載事項」に規定する「種類別」、「用途別」(一般用及び事業用の別)並びに「所在別」の「数量」及び「価額」を記載するのであるが、以下のとおり記載することとして差し支えないことに留意する。</p> <p>(1)~(4) (同 左)</p> <p>(5) 規則別表第三に規定する(六)に該当する財産のうち、租税特別措置法(昭和 33 年法律第 26 号)第 37 条の 11 の 3 《特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例》に規定する特定口座、同法第 37 条の 14 《非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税》に規定する非課税口座又は同法第 37 条の 14 の 2 第 1 項《未成年者口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税》に規定する未成年者口座に保管の委託がされているものについては、銘柄別</p>

改正後	改正前
<p>(社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)に規定する振替口座簿をいう。)に記載若しくは記録がされ、又は当該口座に保管の委託がされているものについては、銘柄別に区分することなく記載すること。</p> <p>(6) (省 略)</p> <p>(7) 所得税法施行規則第47条の3《事業所得等に係る総収入金額及び必要経費の内訳書》の確定申告書又は同規則第65条第1項《青色申告書に添付すべき書類》の青色申告書に添付すべき書類(収支内訳書又は青色申告決算書)の「減価償却費の計算」欄に所得税法第2条第1項第19号《定義》に規定する減価償却資産として記載されている財産については、その減価償却資産の価額の総額を記載すること。</p> <p>(注) この場合においては、国内及び国外に所在する財産を保有している場合は、国内と国外に分けて総額を記載することに留意する。</p> <p>(有価証券の所在)</p> <p>6の2-7</p> <p>有価証券(相続税法第10条第1項第7号から第9号までに掲げる財産に係る有価証券並びに同条第2項及び規則第12条第3項第2号から第4号までに規定する財産に係る有価証券をいう。以下この項において同じ。)の所在については、その年の12月31日における次の有価証券の区分に応じた場所を記載することに留意する。</p> <p>(1) 金融商品取引業者等(法第2条第7号に規定する金融商品取引業者等をいう。以下この項において同じ。)の営業所又は事務所に開設された口座に係る振替口座簿(令第10条第2項に規定する振替口座簿をいう。)に記載若しくは記録がされ、又は当該口座に保管の委託がされている有価証券 当該口座が開設された金融商品取引業者等の営業所又は事務所の所在</p> <p>(2) (省 略)</p> <p>(見積価額の例示)</p> <p>6の2-11</p> <p>規則第15条第4項が準用する規則第12条第5項に規定する「見積価額」は、同項括弧書に規定する棚卸資産又は減価償却資産に係る見積価額のほか、規則別表第三に掲げる財産の区分に応じ、例えば、次に掲げる方法により算定することができることに留意する。</p>	<p>に区分することなく記載すること。</p> <p>(6) (同 左)</p> <p>(7) 所得税法施行規則(昭和40年大蔵省令第11号)第47条の3《事業所得等に係る総収入金額及び必要経費の内訳書》の確定申告書又は同規則第65条第1項《青色申告書に添付すべき書類》の青色申告書に添付すべき書類(収支内訳書又は青色申告決算書)の「減価償却費の計算」欄に所得税法第2条第1項第19号《定義》に規定する減価償却資産として記載されている財産については、その減価償却資産の価額の総額を記載すること。</p> <p>(注) この場合においては、国内及び国外に所在する財産を保有している場合は、国内と国外に分けて総額を記載することに留意する。</p> <p>(有価証券の所在)</p> <p>6の2-7</p> <p>有価証券(相続税法第10条第1項第7号から第9号までに掲げる財産に係る有価証券並びに同条第2項及び規則第12条第3項第2号から第4号までに規定する財産に係る有価証券をいう。以下この項において同じ。)の所在については、その年の12月31日における次の有価証券の区分に応じた場所を記載することに留意する。</p> <p>(1) 金融商品取引業者等(法第2条第7号に規定する金融商品取引業者等をいう。以下同じ。)の営業所又は事務所に開設された口座に係る振替口座簿(令第10条第2項に規定する振替口座簿をいう。)に記載若しくは記録がされ、又は当該口座に保管の委託がされている有価証券 当該口座が開設された金融商品取引業者等の営業所又は事務所の所在</p> <p>(2) (同 左)</p> <p>(見積価額の例示)</p> <p>6の2-11</p> <p>規則第15条第4項が準用する<u>場合における</u>規則第12条第5項に規定する「見積価額」は、同項括弧書に規定する棚卸資産又は減価償却資産に係る見積価額のほか、規則別表第三に掲げる財産の区分に応じ、例えば、次に掲げる方法により算定することができることに留意する。</p>

改正後	改正前
<p>(1) 規則別表第三（一）に掲げる財産（土地）</p> <p>イ その年の 12 月 31 日が属する年中に課された固定資産税の計算の基となる固定資産税評価額（地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 381 条《固定資産課税台帳の登録事項》の規定により登録された基準年度の価格又は比準価格をいう。なお、その財産に対して、外国又は外国の地方公共団体の定める法令により固定資産税に相当する租税が課される場合には、その年の 12 月 31 日が属する年中に課された当該租税の計算の基となる課税標準額とする。）。</p> <p>ロ～ハ（省 略）</p> <p>(2)～(12)（省 略）</p> <p>(13) 規則別表第三（十五）に掲げる財産（その他の財産）</p> <p>イ 規則第 12 条第 2 項に規定する「保険（共済を含む。）の契約に関する権利」については、その年の 12 月 31 日にその保険の契約を解約することとした場合に支払われることとなる解約返戻金の額。</p> <p>ただし、その年中の 12 月 31 日前の日において解約することとした場合に支払われることとなる解約返戻金の額をその保険の契約をした保険会社等から入手している場合には、当該額によることとして差し支えない。</p> <p>ロ～ホ（省 略）</p> <p><b>（有価証券等の取得価額の例示）</b></p> <p><b>6 の 2 - 13</b></p> <p>規則別表第三に規定する（六）から（九）までの財産の区分に該当する財産（規則別表第三備考三に規定する特定有価証券に該当する有価証券を除く。）の取得価額は、財産の区分に応じ、例えば次に掲げる方法により算定することができる。</p> <p>(1)（省 略）</p> <p>(2) 規則別表第三（八）に掲げる財産（未決済信用取引等に係る権利）又は(九)に掲げる財産（未決済デリバティブ取引に係る権利）について、当該財産のその年の 12 月 31 日における価額を 6 の 2 - 11(7)又は(8)に掲げる方法より算出した価額により記載する場合にはゼロ。</p> <p><b>（同一人から 2 以上の財産債務調書の提出があった場合の取扱い）</b></p> <p><b>6 の 2 - 18</b></p>	<p>(1) 規則別表第三（一）に掲げる財産（土地）</p> <p>イ その年の 12 月 31 日が属する年中に課された固定資産税の計算の基となる固定資産税評価額（地方税法第 381 条（昭和 25 年 7 月 31 日法律第 226 号）《固定資産課税台帳の登録事項》の規定により登録された基準年度の価格又は比準価格をいう。</p> <p>なお、その財産に対して、外国又は外国の地方公共団体の定める法令により固定資産税に相当する租税が課される場合には、その年の 12 月 31 日が属する年中に課された当該租税の計算の基となる課税標準額とする。）。</p> <p>ロ～ハ（同 左）</p> <p>(2)～(12)（同 左）</p> <p>(13) 規則別表第三（十五）に掲げる財産（その他の財産）</p> <p>イ 規則第 12 条第 2 項に規定する「保険（共済を含む。）の契約に関する権利」については、その年の 12 月 31 日にその保険の契約を解約することとした場合に支払われることとなる解約返戻金の額。</p> <p>ただし、その年中の 12 月 31 日前の日において解約することとした場合に支払われることとなる解約返戻金の額をその保険の契約をした保険会社等から入手している場合には、当該額によることとして差し支えない。</p> <p>ロ～ホ（同 左）</p> <p><b>（有価証券等の取得価額の例示）</b></p> <p><b>6 の 2 - 13</b></p> <p>規則別表第三に規定する（六）から（九）までの財産の区分に該当する財産（規則別表第三備考三に規定する特定有価証券に該当する有価証券を除く。）の取得価額は、財産の区分に応じ、例えば次に掲げる方法により算定することができる。</p> <p>(1)（同 左）</p> <p>(2) 規則別表第三（八）に掲げる財産（未決済信用取引等に係る権利）又は(九)に掲げる財産（未決済デリバティブ取引に係る権利）について、当該財産のその年の 12 月 31 日における価額を 6 の 2 - 11(7)又は (8) に掲げる方法より算出した価額により記載する場合にはゼロ。</p> <p><b>（同一人から 2 以上の財産債務調書の提出があった場合の取扱い）</b></p> <p><b>6 の 2 - 18</b></p>

改正後	改正前
<p>財産債務調書の提出期限内に同一人から財産債務調書が2以上提出された場合には、特段の申出（財産債務調書の提出期限内における申出に限る。）がない限り、当該2以上の財産債務調書のうち最後に提出された財産債務調書をもって、法第6条の2第1項又は第3項の規定により提出された財産債務調書とする。</p> <p>（財産債務に基因して生ずる所得に該当しないもの）</p> <p>6の3-2</p> <p>人的役務の提供に係る対価及び俸給、給料、賃金、歳費、賞与又はこれらの性質を有する給与その他の人的役務の提供に対する報酬（株式を無償又は有利な価額で取得することができる権利その他これに類する権利の行使による経済的利益を除く。）については、法第6条の3第1項に規定する「財産若しくは債務に関して生ずる所得で政令で定めるもの」に該当しないため、同項及び同条第2項の規定は適用されないことに留意する。</p> <p>（重要なものの記載が不十分であると認められる場合）</p> <p>6の3-3</p> <p>法第6条の3第2項第3号に規定する「記載すべき事項のうち重要なものの記載が不十分であると認められる場合」とは、規則第15条第1項の規定により財産債務調書に記載すべき事項（以下この項において「記載事項」という。）について誤りがあり、又は記載事項の一部が欠けていることにより、所得の基因となる財産債務の特定が困難である場合をいう。</p> <p>（法第6条の3第1項及び第2項の適用の判断の基となる財産債務調書）</p> <p>6の3-4</p> <p>法第6条の3第1項及び第2項の規定の適用は、同条第1項において準用する法第6条第2項若しくは法第6条の3第2項において準用する法第6条第4項（第1号に係る部分に限る。）又は令第12条の4において準用する令第12条第1項各号に規定する財産債務調書により判定するのであるから、これらの規定に規定する財産債務調書以外の財産債務調書に法第6条の3第1項に規定する「当該修正申告等の基因となる財産又は債務」の記載があった場合でも、同条第2項第3号の「記載がない場合」に該当することに留意する。</p>	<p>財産債務調書の提出期限内に同一人から財産債務調書が2以上提出された場合には、特段の申出（財産債務調書の提出期限内における申出に限る。）がない限り、当該2以上の財産債務調書のうち最後に提出された財産債務調書をもって、法第6条の2第1項の規定により提出された財産債務調書とする。</p> <p>（財産債務に基因して生ずる所得に該当しないもの）</p> <p>6の3-2</p> <p>人的役務の提供に係る対価及び俸給、給料、賃金、歳費、賞与又はこれらの性質を有する給与その他の人的役務の提供に対する報酬（株式を無償又は有利な価額で取得することができる権利その他これに類する権利の行使による経済的利益を除く。）については、法第6条の3第1項に規定する「財産又は債務に関して生じる所得で政令で定めるもの」に該当しないため、同項及び同条第2項の規定は適用されないことに留意する。</p> <p>（重要なものの記載が不十分であると認められる場合）</p> <p>6の3-3</p> <p>法第6条の3第2項第2号に規定する「記載すべき事項のうち重要なものの記載が不十分であると認められる場合」とは、規則第15条第1項の規定により財産債務調書に記載すべき事項（以下この項において「記載事項」という。）について誤りがあり、又は記載事項の一部が欠けていることにより、所得の基因となる財産債務の特定が困難である場合をいう。</p> <p>（法第6条の3第1項及び第2項の適用の判断の基となる財産債務調書）</p> <p>6の3-4</p> <p>法第6条の3第1項及び第2項の規定の適用は、同条第1項において準用する法第6条第2項若しくは法第6条の3第2項において準用する法第6条第4項又は令第12条の4において準用する令第12条第1項各号に規定する財産債務調書により判定するのであるから、これらの規定に規定する財産債務調書以外の財産債務調書に法第6条の3第1項に規定する「当該修正申告等の基因となる財産又は債務」の記載があった場合でも、同条第2項第2号の「記載がない場合」に該当することに留意する。</p>

改正後	改正前
<p>(財産債務調書の提出期限前にあった修正申告等に係る過少申告加算税等の特例適用)</p> <p>6の3-6</p> <p>法第6条の3第1項に規定する財産債務に係る所得税又は財産に対する相続税に関する修正申告等(法第6条第1項に規定する修正申告等をいう。)が、法第6条の3第1項において準用する法第6条第2項各号に定める財産債務調書の提出期限前にあった場合において、当該修正申告等があった時までに法第6条の3第1項において準用する法第6条第2項各号に定める財産債務調書が提出され、かつ、当該財産債務調書に当該修正申告等の基因となる財産又は債務の記載があるときは、<u>法第6条の3第1項において準用する法第6条第1項の規定の適用があることに留意する。</u></p>	<p>(財産債務調書の提出期限前にあった修正申告等に係る過少申告加算税等の特例適用)</p> <p>6の3-6</p> <p>法第6条の3第1項に規定する財産債務に係る所得税又は財産に対する相続税に関する修正申告等(法第6条第1項に規定する修正申告等をいう。)が、法第6条の3第1項において準用する法第6条第2項各号に定める財産債務調書の提出期限前にあった場合において、当該修正申告等があった時までに法第6条の3第1項において準用する法第6条第2項各号に定める財産債務調書が提出され、かつ、当該財産債務調書に当該修正申告等の基因となる財産又は債務の記載があるときは法第6条の3第1項において準用する法第6条第1項の規定の適用があることに留意する。</p>
<p>(財産債務調書の提出を要しない者から提出された財産債務調書の取扱い)</p> <p>6の3-7</p> <p>提出された財産債務調書に記載された財産の価額によれば法第6条の2第1項(同条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)<u>又は第3項(同条第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)</u>の規定による財産債務調書の提出を要しない者から提出された財産債務調書は、法第6条の3第1項において準用する法第6条第2項若しくは法第6条の3第2項において準用する法第6条第4項(第1号に係る部分に限る。)又は令第12条の4において準用する令第12条第1項各号に規定する財産債務調書に該当しないことに留意する。</p>	<p>(財産債務調書の提出を要しない者から提出された財産債務調書の取扱い)</p> <p>6の3-7</p> <p>提出された財産債務調書に記載された財産の価額によれば法第6条の2第1項(同条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による財産債務調書の提出を要しない者から提出された財産債務調書は、法第6条の3第1項において準用する法第6条第2項及び法第6条の3第2項において準用する法第6条第4項(第1項に係る部分に限る。)又は令第12条の4において準用する令第12条第1項の規定が適用される財産債務調書に該当しないことに留意する。</p>